

第五十八回国会 参議院大蔵委員会會議録第十六号

昭和四十三年四月十八日(木曜日)

午前十時三十一分開会

委員の異動

四月十六日

辞任

須藤 五郎君

補欠選任

岩間 正男君

四月十七日

辞任

岩間 正男君

補欠選任

須藤 五郎君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

青柳 秀夫君

植木 光教君

小林 章君

西田 信一君

柴谷 要君

中尾 辰義君

委員

青木 一男君

伊藤 五郎君

大竹平八郎君

大谷 賢雄君

西郷吉之助君

田中 茂穂君

徳永 正利君

林屋亀次郎君

藤田 正明君

木村禧八郎君

田中寿美子君

戸田 菊雄君

野上 元君

瓜生 清君

須藤 五郎君

國務大臣

大蔵 大臣 水田三喜男君
國務 大臣 木村 武雄君

政府委員

行政管理庁行政
管理局長 大國 彰君
大蔵大臣官房長 龜徳 正之君
日本専売公社監
理官 前川 憲一君
大蔵省主計局次
長 相沢 英之君
大蔵省主税局長 吉國 二郎君
大蔵省理財局長 鳩山威一郎君
國稅庁長官 泉 美之松君

事務局側

常任委員会専門
員 坂入長太郎君
人事院給与局次
長 渡辺 哲利君
日本専売公社総
裁 東海林武雄君

説明員

人事院給与局次
長 渡辺 哲利君
日本専売公社総
裁 東海林武雄君

本日の會議に付した案件

○所得税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○製造たばこ定価法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○酒税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(青柳秀夫君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案、租税特別措置法の一部を改正する法律案、製造たばこ定価法の一部を改正する法律案、酒税法の一部を改正する法律案を便宜一括して議題とし、質疑を行ないます。御質疑のおありの方は、順次御発言を願います。

○戸田菊雄君 非常に両長官とお忙しいところを時間を繰り合わせてもらって、ありがとうございます。それで、内閣委員会もあるそうでございますから、三十分程度ぜひひとつ質問をさせていただきます。

一つは、四十三年度の予算の内容にも明確になつておるわけですが、行政管理庁として、今後公務員の数を五%程度減らしていく、こういう声明であります。その削減の具体的内容ですね、この内容についてひとつお伺いをいたしたいと思ひます。

○國務大臣(木村武雄君) 内容につきまして、局長から答弁させていただきます。

○政府委員(大國彰君) 三年間に公務員総数の五%を削減する計画になっておりますが、定員の削減は目標をきめて計画的に行なわなければならぬわけでございます。で、これを何年間に何%削減するかといったようなことにつきましては、従来、三十九年以来やってまいりました欠員不補充制度の実績等を勘案いたしまして、さらに最近におきます公務員の年間の離職率等を考慮いたしまして、出血整理ということにならないという前提のもとに、しかも、最少限度必要な新規採用を確保することというたてまえから、三年間に五%程度であればこの目的を達するということの方針をきめたわけでございます。なお、この場合におきまして、すでに一般の職員につきましては、欠員不補充の原則によりまして各省に凍結されました定員がございまして、これを四十三年

度に落とすと約七千七百人でございますが、これもこの五%の中に織り込むことをいたしまして、今後三年間に、これを計算に入れますと、一般の職員につきましては大体三・五%程度の削減をする、こういうことになっておるわけでございます。なお、この各省庁別の削減目標につきましては、それぞれの職種等の関係等を考慮いたしまして、職種による差等をつけるという点で、目下検討中でございます。

○戸田菊雄君 事務内容についても二、三質問をいたしますけれども、結局各省画一的に削減をしていく、こういう方針ですか。

○政府委員(大國彰君) 三年、五%の対象になりますのは、全公務員のうちで、自衛官を除く全員でございますが、各省一律に五%になるわけではございませんで、欠員不補充の場合にも、教育職、税務職その他につきましては特別な措置をとつておたつたわけでございます。今回もそれらの実績を踏まえまして適切な処置をとりたい、かように考えております。

○戸田菊雄君 ことしの國稅庁からの増員要求が具体的にだつておると思いますが、行管庁としてはそれを掌握されておりますか。

○國務大臣(木村武雄君) 千六百八十三人の増員要求がありました。

○戸田菊雄君 その要求のうち、実現されたのは何名ですか。

○國務大臣(木村武雄君) 二百七十八人です。

○戸田菊雄君 この四十年以降、國稅庁の業務量と定員増の内容について、國稅庁は、数年前でありますけれども、税制調査会にメモ提出をした、こういう具体的な事実があるわけですが、そのメモ提出の内容によりますと、十年間で事務量が六〇%増大、人員はわずかに一%しかふえておらない、こういう状況だと、で、四十三年度も

具体的にいま長官がおっしゃられたとおりでありますけれども、これでいきますと、いまのこの税務署全体の業務量というものは、今後やはり経済が相当増大をしていくことは間違いないのであります。税額総体を見ましてもどんどんふえておきます。こういうことになって、相当労働条件が低下をしていく一方、労働強化ということになることは間違いないと思います。ことにこの増差額の大幅な増大、あるいは税務調査の仕事のあれが非常にふえていくとか、こういう内容が一つ一つの項目を見てふえてきておる。そういうときに、担当官がこれだけは絶対必要だ、少なくとも、いま長官が言われましたように、千六百八十三名ですか、これでも私は控えめに要求しているのじゃないかというように考えるのだが、それがわずかに二百七十何名と、こういうことでは、非常に職務遂行ということにはいかないのじゃないか。ですから、もっと要員の配置という問題については、弾力的な運用措置があつてもいいのじゃないか、こういうように考えるのでありますけれども、その辺に対する長官の考え方をひとつお聞きしたい。

○国務大臣(木村武雄君) 戸田さんも御承知のように、私のほうの立場は、各省庁の要求を押えるような立場になつておる。原則がそういう立場になつておる。しかし、何から何まで押えるという考えは持つておりませんけれども、とにかく原則的な立場は各省庁の要求を押えるという立場に立つておるのであります。そういう立場に立つておるときに大蔵省は財政の硬直化を唱へられたのであります。私はその大蔵省の要求と私のほうの立場というものを勘案いたしまして、これだけの要求がありましかつても、時局が、その要求をなるべく控え目にしてみたい、こういう気持ちが出たのであります。そうして昨年度と比較いたしまして、昨年度は百八十三人増員したのであります。百八十三人よりも多く認めたならば大体やつてもらえるのじゃないだろうか、

うかと、こういうような気持ちで二百七十八人に押えた次第であります。そういう点につきまして、いま戸田さんのお話のような、労働強化になりはしないか、こういうお話であります。これはいろいろな角度からもう少し勉強させてもらいたい、こういうふうに考えております。

○戸田菊雄君 国税庁長官にお尋ねしたいと思うのですが、国税庁職員の一年間の自然減耗、そういったものは全体を含めてどのくらい減つていますか。

○政府委員(泉美之松君) 年々若干相違があるのですが、最近の数字で申し上げますと、年間に約千二百名退職ないしは死亡によつて職場を離れる、こういう状況でございます。

○戸田菊雄君 長官、いまおっしゃられたように、年間千二百名ずつ減つておるのです。片一方はそれでわずかに二百何名くらい、減つた要員の五分の一にも満たないですね。一面、業務量はどんどんふえていく、こういうことですから、この国税庁の職員の定数というものは相当ひどい状況にあるということだけはうなずけると思うのですが、こういうものに対してどういう一体検討を行なうとしておるつもりでありますか。

○国務大臣(木村武雄君) 担当の者ともいろいろな点で話をしてみたいのです。そうすると、まあ事務処理の簡素化、合理化をまずはおこなふ、それから事務処理の機械化をはかる、それから税務署専門官の設置と、重要事案の重点処理をはかつてもらう、それから税務署の分割統合によつて合理的配置の検討などもやつてもらふ。定員の再配分のことであります。事務量の増加の著しい都会地の税務署のほうには地方署の定員を振りかへてもらふことも考えてもらふこと、間税及び徴収系統定員を直接税に振りかへることも考えてもらふ。それから、職員の教育訓練のこともっと高度化などをはかつてもらひましたならば、要求事項は千何百名でありますけれども、去年よりも多く増加することによつて事業量の多くなつた部分は何かやつていけるのじゃないかと、こういう

ような考えで大体そういうように裁定してみたいのであります。しかし、こういうことをやつてもらひまして、なおかつ戸田さんのおっしゃるような、労働が非常に強化、過重になつたと、こういうような場合には、何もこれを永久固執しようとは思つておりませんから、そのときはそのときでもう一ぺん考えてみたい。しかし、財政硬直化が叫ばれて、何とかしなければならぬという今日でありますから、先に立つ張本人が大蔵省でありますから、大蔵省でも思い切つてこの際は考へてくださつたらどうかと、こういう話をしてみてこれでお押ししてみたいのであります。しかし、いつまでも押えようなんという気持ちは毛頭持つておりません。事実が労働量が強化されるのであつたならば、その限度において考へてみたいと思ひます。

○戸田菊雄君 これは国税庁の調査であります。昭和四十年の三月末現在で、全職員の三九・二%が健康を何らかの形でおかされておる。ことに最近税務署の税務署病といわれるような病気が、たとへば結核であるとかノイローゼ、あるいは糖尿病、高血圧、胃腸、心筋梗塞、臍痛、こういったものが疾病として多く罹病者が出てきておる。ことに東京国税局の管内ですと一日一四・五人ぐらゐノイローゼで医師の診断を受けなければならぬ、こういう状態が、非常に労働強化と、そういう条件低下のためにどんどん生まれておる、こういう具体的な調査があるわけです。ですから、これはやはりとどのつまり、いま長官もおっしゃられましたけれども、機械近代化であるとか、電子計算機の導入であるとか、一面、事務の簡素化に向けてのそういう合理化政策もとつてはおられるけれども、これが追いつかないという状況ですね、こういう状態について長官はやはり検討中と言ひますけれども、具体的にこれはやはり要員の少ないところにその主たる原因があるのじゃないかと思ふ。早急に検討を要すると思ふのでありますけれども、長官の決意をいいますか、対処策、これの具体的な内容についてひとつお答

えを願ひたい。

○国務大臣(木村武雄君) 戸田さんのお話のような税務署病の話は相談中に聞かされたのであります。そういうようなことがあつたならばたいへんだと思つておりますが、そういうことまで考慮に入れますと、根本的な改革案は三年間に行なつていく、そういう考えをもちまして、いまそれと取り組んでいる最中なんです。でありますから、こういうことも私はきよ初めにお聞きいたしました。税務署病という病気のあつても初めにお聞きをいたしましたから、そういうことも三年間の行革の中に織り込みまして、十二分に検討さしてもらいたいと思ひます。ただ、おっしゃいますような、労働強化をやるなんという気持ちは毛頭持つておりませんから、そういう点がありましたならば、私のほうに直接でも、あるいは大蔵省を通して間接でもけつこうであります。十二分におつしやつてくださることを私から特別に願ひ申し上げておきます。何としても行政改革だけはほんとうに国民に喜ばれるように、全体に喜んでもらうような改革をしたいという念願でありますから、いろいろな点でそういうお気づきのことをおつしやつていただきますれば、そういうものをすべて織り込ませて、そうして行政改革をせしむるようには私からもお願いを申し上げます。

○戸田菊雄君 内閣総理大臣の指示に従つて各省庁一局削減、同時に、人員削減、こういう問題にたがはつておると思ふのであります。そういう模範を大蔵省は示さなければいけない、こういう考え方で、ことさらに大蔵省は、ことに国税庁等にきつて削減をしたのじゃないかと思ふのであります。大蔵大臣、そういう考えはありませんか。

○国務大臣(水田三喜男君) 大蔵省が模範を示すという意味で、ことにきつて査定をやつておるというふうな事実はございません。

○戸田菊雄君 これは具体的に国税庁としても四十三年度は千六百何名がしと、こういうことであつ

て、いま長官が説明した、あるいは削減全体のいろいろの数字を合わせてみると、どうしてもやはり四十三年度裁定は、国税庁が申請をした程度のものは、これはぜひ必要要素となつてゐるのじゃないか、こういうふうな考へるのであります。ぜひひとつ長官としては八月ごろまでに具体的にその内容といふものを検討する、こういうことではありますから、そういうものをひとつ実現するような方向で私は内容を検討していただきたい、こういうふうな考へます。

時間もありませんから、この程度で一応終わります。

○国務大臣(木村武雄君) 戸田委員のお話の点は十分に考慮して、行革の中に織り込む考へでおります。

○木村八郎君 ちよつと関連して。

いまの税務署の定員の問題ですね、いわゆる署員の手不足というのですか、いわゆるこれと税制との関係について、これは大蔵大臣でも国税庁長官でもけつこうですが、これまで特に物価値上りもございまして、いわゆる税の自然増収が急速にふえてきてゐるわけですね。それで所得税の納税人員が急速にふえてゐることは事実であります。そこで、その処理に税務署員の定員をふやさないで手不足が生ずるんですが、しかし、その手不足を緩和する一つの方法として、名目的に所得がふえると、そのために自然増収が多くなつて納税人員がふえる。それについてはもつと税制上考慮する余地があるんじゃないか。税制上もつと思ひ切つて、たとえば課税最低限をもつと引き上げる、そういうことによりまして、いたずらに名目所得がふえることによつて納税人員がふえる、こういうのを緩和する、そういうこともやはり考慮されなかならないかと思うのですが、そういう点どうですか。ただ所得がどんどんふえて納税人員がふえてゐる、そこで署員が足りないという、そういうだけじゃなく、もつと課税最低限を引き上げて所得税の納税人員を減らして、まあ絶對的に減らすのはそれは困難かもしれないが、

ふえる程度をもつと緩和して、それで署員の不足というものを緩和するということ考へるべきではないかと思うのですがね。そつちのほうでかりにまた余つた人員があつたら、それを脱税の多い法人税とか、そういうほうをもつと徹底的にこれを調査し、これをなくす方面にもつと力を入れるべきじゃないかと、こう思うのです。これは税制上にも一つ問題があるんじゃないか。その点いかがですか。

○国務大臣(水田三喜男君) もうそれはすでにやつておることございまして、今度の税制改革でも、課税最低限を上げるといふことによつて、もしそれをしなかつた場合と比べたら、百六十万というふうなものをもつと納税人員がふえるはずを、ふえなくて押えたというふうなことで、現在もうそういう調整はやつておるところでござい

○木村八郎君 程度が少ないということなんです。

○戸田菊雄君 人事院の次長にちよつとお伺ひしますけれども、この国税庁関係は、税務の特殊性というのですかね、従来一般公務より二五%程度他号俸との比較におきまして賃金が高かつた。四十三年度ほどの程度の比較ですか。

○説明員(渡辺哲利君) お答えいたします。

税務職俸給表の適用を受ける職員につきましては、非常に複雑な税法を公正に適用いたしまして業務を執行する必要がありますとともに、他面、心身の危険、あるいは不快性等もございまして、それらの特殊性が考慮されまして、いま先生お話のございまして、二十二年につきましては二五%の特別手当がついておつたようございします。ただ、金額にいたしますと、二五%で四百円程度であつたようございしますけれども、ただ、それが二十三年の二千九百二十円ベースになりましたときに、その前特別手当を本俸に吸収いたしましたので、一般の職員の俸給表に比べまして、税務につきましては大体等級によつて違ひがございしますけれども、五号俸ないし七号俸程度の高い俸

給に切りかえられたわけでございます。その後、さらに二十六年に各俸給表の水増しの調整がございまして、その場合に税務職俸給表は大体四号程度一般より高い俸給表に切りかえられたわけでございます。ただ、この当時の四号と申しますのは半年昇給の四号でございまして、現在の俸給表で申し上げますと二号俸になるわけでございます。

が、そんなような関係で、三十二年の現行俸給表体系に切りかわりましたときに、一応四号を踏襲いたしまして、二号になつたわけでございます。実質的には変わりはございせんが、そういうふうにしたしまして、われわれといたしましては、従来のそういういきさつを考へまして、その有利性を現在まで引き続き保持しておりますが、年々それが少しづつは改善されてきておりますが、現在の俸給表では、おおむね一般俸給表に比べまして、等級によつて異なりますけれども、二号ないし二号半、半と申しますのは、九百円ないし千五、六百円の二号にプラスがあるわけでございます。

上げますと、そういうことで、パーセントで申しますけれども、全部平均をいたしまして、大体一般に比べまして一〇から一五%程度高くなつております。現在の有利性はそういう事情を踏まえてきてきておるわけでございますけれども、過去の二五%、四百円というときは、職員構成あるいはその後の給与水準の向上もございしますので、特段の比較はできかねるわけでございますが、特に有利性を論ずる場合に、号俸差でいくパーセントでいくかという問題もございしますが、私どもといたしましては、一応号俸差という面では、過去のそういういきさつから比べまして、現在は決して不利な取り扱いをしていないというふうな考へておる次第でございます。

○戸田菊雄君 割合はどのくらいで開いてゐるか、四十三年度は。

○説明員(渡辺哲利君) 割合は二号ないし二五号俸で、一〇ないし一五%でございます。

○戸田菊雄君 当時三十一年度足して、職務給導入をいたしまして、他号俸との比較で二五%、

これは税務という特殊性からそういうことをやらなければいけないという判断をしておつたわけですね。そうしますと、いま一〇%ということになると、はるかに下回つてゐることは間違ひない。これは方針が変わつたのですか。

○説明員(渡辺哲利君) 最初の二五%と申し上げますのは、二十二年の最初の税務特別手当のときのパーセントでございまして、それが二十三年の税務職俸給表に切りかわりました以降につきましては、二五%というこの数字のはじき方はいろいろございまして、なかなかむづかしい点もございしますけれども、一応税務特別手当から変わりました段階で現在推定をいたしますと、一二ないし一七%程度の格差があつた。ただ、これは先ほど申し上げましたように、二十六年の全俸給表にわたります水準差の半減措置と申しておりますけれども、水準差を半減いたしました場合に、全部の俸給表について半減をいたしました、その分は本俸そのもので考へていくというふうな考へ方でございますので、その水準差を半減いたしましたときに、ややパーセントが下がつてきたというふうないきさつはございします。ただ、税務につきましては、その後も鋭意改善に努力を重ねまして、現在も従来の、このときの四号の差以上にプラスアルファということで、九百円ないし千五百円の上積みを受けてゐるというのが実情でござい

○戸田菊雄君 公務員の賃金については、近く人事院の勧告が行なわれると思ひますが、そういう勧告内容についていろいろと検討されておると思うのですが、この国税庁の給与体系について具体的に何か検討されておりますか。

○説明員(渡辺哲利君) 現在、今年度の勧告の準備をいたしまして民間給与調査を行なつておるところでございますけれども、もちろんわれわれといたしまして、その民間給与調査を土台といたしまして、税務職のみならず、すべての公務員の給与につきまして適正なあり方を検討いたしたいと

思っております。特に税務職につきましましては、なお本俸のきめ方以外に、等級別定数、あるいはその他につきましまして、やはり税務の特殊性を考えましていろいろ考慮を払っている次第でございます。そういう事態もあわせて、今度の勧告につきましましては十分税務職の俸給表を考慮いたしまして、適当な配慮を払いたいというふうに考えておる次第でございます。

○戸田菊雄君 今年度の勧告については具体的な改善施策を織り込むと、こういうことで確認していいですか。

○説明員(渡辺哲利君) ほかの俸給表といういろいろ関連がございますけれども、いずれにいたしまして、現在の民間給与と調査の結果に基づきまして、妥当な公務員給与のあり方をいろいろな俸給表にわたしまして十分深く研究をしてみたいというふうに考えております。

○戸田菊雄君 いや、研究じゃなくて、勧告内容に具体的にそういう改善策は織り込む考えかどうか、この点を確認してもいいかというのが私の質問。

○説明員(渡辺哲利君) いま特段にどういうふうになるかということとは申し上げかねる段階でございます。いずれにいたしまして、調査結果を待ちまして、十分研究をした上で妥当な改善策を講じたいというふうに考えております。

○戸田菊雄君 最近、税務職員が途中で希望を失ってやめていくような事態が非常に多いと聞いている。それは、一つは、こういう理由をさぐつていきますと、賃金もあまりよくない、仕事も非常にきつい、それからいろいろと勤務政策上、昇格問題等についても非常に不公平、こういうものがあつたりして、非常に内部的には不満が増大している。そういうところから退職者というものが非常に多いと聞いているんですが、やはりその一つの要因である賃金については、もっと当初に出したいわゆる他公務員といったって、これもまだまだ低いんですね、実際は。そういうほかとの比較対象で税務上特殊性を設けて若干のアップ

プを認めておつたんですから、その割合ぐらひは最低やっぱり今年度で勧告をして、実現の方向に人事院としてはやるべきじゃないか、こういうふうに考えております。いわゆる二五〇発足当時のその度合いまで私は引き上げるべきじゃないか、こういうふうに考えるのですが、その辺はどうですか。

○説明員(渡辺哲利君) 先ほどからも申し上げておりますように、公務員全体の賃金のあり方等についてずっと検討してまいりますが、今年度の勧告につきましても、民間給与調査にまい入っておりますが、いずれにいたしまして、税務職につきましましては、そういう職務の特殊性、あるいは危険性等、いろいろございまして、十分その点を配慮いたしまして検討をしてみたいというふうに考えている次第でございます。

○戸田菊雄君 大臣はどういう考えでおりますか、国税庁のこの給与改定の問題について。

○国務大臣(水田三喜男君) 長官から……。

○政府委員(泉美之松君) 税務職員俸給表におきまして一般行政職員との水準差の問題でございますが、私どもとしましては、現在、先ほど人事院の給与局長からお話ございましたように、三一五等級平均で一・四、三三七等級平均で一・〇、こういう数字になつておるわけでございます。まあ二五〇というの、実は実施された期間が二月しかございせんでしたが、私どもはそこまで要求するのは無理かと思つておりますが、昭和二十六年から三十二年のいまの俸給表体系がございまして、大体水準差が一七〇程度あつたのでございます。その一七〇程度あつた水準差に比べていま一〇〇程度にまで下がつておるというところは、ぜひ回復をお願いしたい、こういう気持ちでございます。ただ、一挙にそこまでいかないとおっしゃれば、逐次にでもけっこうですから、だんだんと改善をしていただきたい、こういう気持ちでおるわけでございます。

○戸田菊雄君 人事院のほうはけっこうです。それじゃ所得税等について質問をしてみたい

いと思ひますが、四十三年度の税制改正の要綱はどういうことになっておりますか、大臣にお伺いいたします。

○国務大臣(水田三喜男君) 本年度の国税改正は、一方において最近における国民負担の現状、経済情勢の推移を見まして、まず中小所得者の負担軽減に重点を置いて、平年度一千五百億円の所得税の減税を行なうということがまず一つでございます。そして輸出の振興、あるいは技術開発の促進、中小企業の構造改善等に資する税制上の措置を講ずるといふ特別措置を行なうこと、他方、酒税の税率の調整、たばこの小売り定価の改定というようなことをやつて歳入充足をはかるという、これが大体今年度の税制改正の骨子でございます。

○戸田菊雄君 いま大臣が説明をされましたように、まず所得税関係について質問をしてみたいと思ひますが、一応所得税減税につきましましては、課税最低限の引き上げその他、こういうふうになつておるわけでありまして、確かに課税最低限につきましましては、昨年よりかは若干今度引き上げられておりますが、この基礎控除について今年度は十六万円、こういうことになるわけですが、一体十六万円であつたのが生活がでけるとお思ひになつておりますか。

○政府委員(吉田二郎君) 御承知のように、控除は基礎控除だけでございます。給与所得者であれば給与所得控除がございまして、夫婦であれば配偶者控除がある、そういうことで各世帯に於いて控除ができておるわけでございます。基礎控除だけの適用があるという例はきわめて少ないと思ひますが、この基礎控除は、御承知のとおり、一般的な概念からいへば、いわゆる最低生活に食い込まない前提に立つておると思ひますけれども、これは全体としての世帯ごとの課税最低減として具体的には実現する問題でございます。そういう意味では、十六万円の基礎控除というものをそれだけ取り出して抽象的に生活に十分であるかどうかということ、各世帯別に課税最低減とし

てお考えを願へばいいのではなからうか、かように思つておる次第でございます。

○戸田菊雄君 諸外国では、従前から、基礎控除、扶養控除、こういうたものについては大体同額の体制をとつておられたと思うのです。日本の場合は、四十三年度で初めてそういう体制を一応つくられた。どちらも十六万円ということになりました。しかし、いまの實際総理府あたりでいろいろ生活統計その他をとつておられますが、生活保護基準以下になつておるのじゃないかと思うのです。たとえば山谷、釜ヶ崎、ああいうところへ行けばボーダーライン層といわれる人たちが生活している。こういった生活内容を調査しただけでも、僅にこの基礎控除をこえておるんじゃないか、あるいは扶養控除の金額といふものをこえておるんじゃないか、こういうふうに考えるのです。そんな低い控除額に日本の税制といふものはあるんじゃないかと思うのですが、この辺の見解はどうですか。

○政府委員(吉田二郎君) 控除額が毎年引き上げられてまいりましたことは御承知のとおりでございます。現在諸外国の控除を見ましても、わが国の控除は、ことにになりますと、大体近代諸国に追いついてきておると私は思つております。結局給与所得者の三人の計算でまいりますと、一番高いのはアメリカで、百三十万円程度になっておりますけれども、ドイツが八十八万円程度、また、イギリスは、これはポンドの引き下げの関係もございまして現在七十八万円程度になっております。大体しばしばいわれます百万円程度のところまでいけばほとんど世界の水準に達しておると思ひますし、ことしの八十三万円という数字も、ほぼ現状から申しますと各国並みに近づいてきておると思ひます。ことに一人当たり国民所得がほかの国よりもだいぶ低いことを考えますと、かなり高いところまできておると私は思つております。

○戸田菊雄君 その扶養控除の場合ですね、日本は一人当たりどのくらいの金額だと思いますか、

控除金額は。

○政府委員(吉田二郎君) ことしの改正によりまして一万円引き上げておりますから、八万円ということになります。

○戸田菊雄君 一人当たりどのくらいですか、月に割って。

○政府委員(吉田二郎君) 八万円を十二で割っていただきますと、六千六百六十六円という勘定になります。

○戸田菊雄君 とにかく一人の子供を養っていくのに、いま主税局長が言ったように、六千六百六十七円、一体これで子供さんを幼稚園にやるのにどれくらいかかると思われますか。これでは養い切れないでしょう。どうですか、その点は。

○政府委員(吉田二郎君) 課税最低限というものの限度の置き方でございますけれども、御承知のとおり、所得税は課税最低限をこえたものを全部とるわけではございませんで、課税最低限をこえた場合には、まず今度の改正では九・五%の税率で、そこに当然九〇%以上残金が残る。漸次累進的に税率を引き上げていくわけでございまして、課税最低限によつて標準的な生活費を全部カバーしてしまふということではないと私も考えておるわけでございします。いま例にあげられましたような生活保護基準よりはかなり上回ったところまで生活は課税最低限で保障されることは必要だと思ひますけれども、課税最低限を、非常に全体の所得がふえた理想的な姿で想定いたしますと、通常の生活をしていく者は税がかからないというところは考えられると思ひますけれども、現状から申しますと、いまの課税最低限というものは、たとえば夫婦二人でたゞいまお話がございました生活保護の基準でまいりますと、十二月で三十一万八千五百円ということになっておりますが、課税最低限を夫婦二人で申しますと七十一万円でございますから、そういう意味では現在の課税最低限というものがもちろん高過ぎるということはいま申し上げても、かなり高いところまで引き上げられてきたという感じを持っております。

わけでございます。

○戸田菊雄君 大都市の生活保護は大体どのくらいですか、一人当たり。

○政府委員(相沢英之君) 実は私、担当でございませぬので、詳しいことは存じておりませんが、現在東京等の一級地で標準四人世帯の生活保護の基準は、四十三年度生活扶助で二万六千五百円、それに住宅扶助が二千八百円、教育扶助が三百六十五円、合計しまして二万九千六百六十五円というふうになっております。

○戸田菊雄君 大体いま扶養控除の金額とほぼ合致するんじゃないかと思うのですが、どうですか。

○政府委員(吉田二郎君) 先ほど私申しましたのは生活保護基準で、いまの次長の説明でまいりますと、大体月三万円ということだと思ひます。年間に換算いたしますと三十六万円程度だと思ひますが、夫婦二人の場合に給与所得者の課税最低限は七十一万円でございしますから、そこはかなり差があるだろうと思ひます。

○戸田菊雄君 私は、いま扶養控除の一人当たりの月額を引き合ひに出したのですが、これを見ていきますと、ほんとうに子供一人を養う——税法上からいいうゆる生活費には税金はかけない、こういうたてまえからいふと控除額というのは不当に低いのではないか、日本の場合はもう少しこれを改善検討する必要があるのではないか。基礎控除にしても、あるいは扶養控除にしても、その控除全体を私は引き上げる必要があるんじゃないか。確かに、昨年ですけれども、大蔵大臣や総理大臣は、四十五年までに総体的には百万円、こういうことで引き上げをしていく、こういうことにはなっておりますけれども、しかし、いまの物材費の値上がりその他から考えますと、百万円では私は四十五年度実現というものは非常に内容としては不足なものになるのではないかと思ひます。これをもう少し引き上げていく必要があると思ひますが、どうですか。

○国務大臣(水田三喜男君) 四十五年に百万円と

いうのは、一応百万円程度という目標を示したものでございしましたが、四十五年には、いまのところ百万円以上、百万円をこえた最低限を実現することは可能であるというふうに思っております。

○戸田菊雄君 これは内閣総理府の家計調査でございしますけれども、これによりまして、四十一年の場合、二人世帯で食費が一万二千二百八十円、住居費が五千三百円、光熱費が千七百五十二円、被服費が三千七百七十九円、そのほか一万二千五百十四円、全体で三万五千三百五十五円一応生活費にかかると。五人世帯の場合は五万七千七百九十九円、こういうことになる。そうしますと、大体四十三年でとられました十万円引き上げの最低限、これは八十万ですね、平年度で八十三万、こういうことになると思ひますが、はるかに生活費を下回っているんじゃないかと思ひますが、これはどうですか、具体的に計算して。

○政府委員(吉田二郎君) ただいまお示しいただいたのは、たぶん四〇・五という世帯のころの月平均五万三千円、年額六十三万円の部分の生計費調査の結果だと思ひますが、先ほど申し上げましたように、四人のところで申しますと七十一万円というのがことしの課税最低限でございしますから、その意味ではかなり接近はしておりますけれども、家計調査は、御承知のとおり、かなりゆとりのあると申しますか、いわゆる最低生活費の家計調査でございせんが、標準と申しますか、大体普通の世帯の家計調査でございしますので、これと比較してなお上にいっておるということになりますと、まあまあというところではないか。たとえば平均国民所得に対する課税最低限の高さというものは、たとえばアメリカとかイギリスあたりになりますと、平均国民所得に対して課税最低限は大体三割程度のところに置いております。わが国の場合は大体現在四割五分ぐらいのところに置いてあると思ひますが、やはりその一般的な平均というものに対して考えた場合には、御指摘のように、差が小さいと思ひますけれども、課税

最低限という観点から申せば、むしろ他の国よりも平均国民所得に対しては高いところまで課税最低限がきていっていると思ひます。もちろん一人当たり国民所得が少くないという点から申せば、実はそのくらいであつていいのだと思ひますけれども、各国に比べて、平均の家計というものを対してきびしい課税最低限になつていっていることはいふにふに考えております。

○戸田菊雄君 まあ主税局長が言われるのは私はいふ違ふと思ひます。たとえばイギリスあたりでは社会保障が相当充実をしておりますし、生活内容というものは十分に保障されておる。日本の場合はそういうことは全然ないので、それで、一面、税金だけはどうとられていくというわけですから、そういういわば何と申しますか、租税負担割合といふことが、そういうものについていふとそれそれ税金の徴収割合だけでは言えないんじゃないかというように考えます、その辺はどうですか。

○政府委員(吉田二郎君) もちろん財政の支出によつて受ける利益と歳入の面から失う金額、これを両面から考える必要があることはもちろんだと思ひます。しかし、わが国の社会保障費も、年率で申し上げますと、大体国民総生産が一、二、三%しか伸びていないところに、大体一七、八%のスピードで伸びているわけでございします。その過程においても減税を続けてきて現在程度の課税最低限になつたわけでございします。もちろん生活保護等、あるいは医療等については、かなり社会保障が進んでおると思ひますが、この両面からいふのは非常に比較はむずかしいと思ひますけれども、御指摘のような点から、わが国の課税最低限はまだ平均国民所得に対してはほかの国に比べてかなり高いところに置かざるを得ないという事実は、これはもう認めざるを得ないと思ひますので、そのかわり来年度と続いて課税最低限を引き上げるといふことを大臣が考えておられるというの、そういう意味からだと私は思っております。

○戸田菊雄君 いろいろ理屈はあるでしょうけれども、大蔵大臣、いずれにしても、これは四十五年度までに百万円までに引き上げる、これは絶対公約ですね。その具体的な引き上げ内容というものが、方針ですね、たとえば来年度百万円、その次に十万円、それで百万、こういうふうなことになると思いますか。

○國務大臣(水田三喜男君) どうして百万円にするかというお尋ねがございましたときに答えましたが、まだそういう計画を立てているわけじゃないんですが、かりにあと二年で十万円ずつということに課税最低限を引き上げることはいたしますという、平年度百万円になる計算でございしますが、いずれにしましても、四十五年度は百万円以上に最低限を引き上げることにはできるといふふうに考えております。

○戸田菊雄君 四十三年度は四・八%の物価上昇、おそらくは来年もそれに近い物価上昇が出てくると思うんです。そういうことになりますと、当初昨年見通しをしたことは、結局そういうものを含まれて大蔵大臣は公約をされているのですか、百万円の内容は。

○國務大臣(水田三喜男君) それは四十五年度に最低限を百万円にするということは、四十五年度になったときの百万円ということでございます。○戸田菊雄君 その辺の物価上昇に対する最低限の問題ですね、この関連で何か考えている点はないのですか。その分ぐらいいま少し百万をオーバーして引き上げる必要はないか、こういうことです。

○國務大臣(水田三喜男君) そういうことも考えまして、私は、百万円程度というのが一つの私どもの公約になっておりますが、実際には四十五年度は百万円以上に最低限を上げるといふつもりでございます。

○須藤五郎君 関連。大臣、この前田中寿美子さんが質問したときに、現在の物価水準をそのままにしてそうして上げていくのだ、こういうふうな意味の答弁があったように私は思うのですが、い

まのですと、物価が上がっていくのにそれは野放しで、そうして百万円という見当を立てていらつしやるようですが、それではいまま思っている百万円と四十五年度に出てくる百万円というものは値がずつと違つてしまつて、何ら意味のないことだと思つていますが、今日の物価をそのままとして、そうして四十五年度に百万円にするという意味と違つておられますか、そこをはつきりしておいてください。

○國務大臣(水田三喜男君) 普通、来年度五十万といつたときの五十万は、来年度物価はこうなるであろうから五十万を意味するなと言つて五十五万と言つてゐるのではありませんが、昭和四十五年度に最低限を百万円にするというときは、そのときの所得百万円まで課税しないということをやつてゐるのです。そう科学的に厳密な意味で何万円ということをやつてゐるのではないのです。

○戸田菊雄君 政府は昨年までは大幅減税と大々的に宣伝してきてたんですが、実際は税金はさつぱり減つてゐない。私は具体的に聞きますけれども、四十三年度の年収百万円標準世帯で、これでも四十二年度の税額総体はどのくらいですか。四十三年度はどうなるのですか。

○政府委員(吉岡二郎君) 百万円の給与所得者夫婦三人で申し上げると、四十二年度分の税額二万二千八百四十円でございますが、四十三年度分同じく百万円でございますと、一万五千五百七十二円、七千二百三十八円現実に減るといふ数字になつております。

○戸田菊雄君 勤労者であれば、従来の平均割合からいいますと、一・二%程度毎年給与が名目的に上げられます。そういうものを加味したらどのくらいになりますか。

○政府委員(吉岡二郎君) この私の見込みで立てましたところで給与は一%伸びるんじゃないかと見てゐるわけですが、それで申し上げますと、四十三年度分は百一十一万というところで計算いたしますと、二万五千五百九十四円ということになりますので、昨年百万円のときに払つた税金が二万二千

八百四十円、今度は百一十一万円になって、払う税金が二万五千五百九十四円、差額が二千六百九十九円ふえますけれども、これは所得が一%ふえますので、比例税率からいっても一%ふえるのはあたりまえで二千六百九十九円というこのふえ方は、計算いたしますと、約一%ちょっとでございます。ですから、減税によつて、所得が一割伸びたにかかわらず、今度の改正では実効税率が前と同じであるという結果になるわけでございます。

一つと思ひますし、それから、名目所得と実質所得が食い違つてゐる部分については、実質所得が上がつてゐる以上に実効税率が上がり過ぎるといふこの問題、いわゆる物価調整減税として問題になつてゐる問題でございます。これは、計算いたしますと、千五百億のうち、約三百四十億くらいはこの調整減税の部分であるという計算になると思ひますが、調整減税の部分とはこれはそれだけ行なわれてゐるというふうに申していいと思ひますし、それから、いま御指摘のように、累進課税構造による税負担の急激な増加があるということ、一つは課税最低限という問題、もう一つは税率と、両方ではやはり響いてまいらぬと思ひます。で、日本の場合、課税最低限は毎年上げておきますので、大体課税最低限の面で、低額所得者のほうは、いま申されたような物価調整の問題とか、それを含めて、所得が上がつた部分もかなりカバーして税負担を軽減しておりますけれども、税率部分は、三十二年に大幅減税をやつて以来、あまり動かしてありません。その間に所得の構成がずつと上のほうに片寄つてまいりましたために、税率の面でも、確かにいま御指摘のように、非常に所得に対して税額のおふえ方が大き過ぎるという問題は生じてきたと思ひます。たとえて申しますと、一応昭和三十五、六年ごろでございますと、給与所得者であつて年間収入金額が百万円以上という者は、全体の納税者のうちで三%程度でございまして、現在四十三年度で推計いたしますと、おそらくこれが二〇%以上になつてまいらと思ひます。そういうことと、二〇%と申しま

すけれども、人数は相当な多数でございします。で、この人々は課税最低限の引き上げだけではそういう問題が救へなくなりつつあるという意味では、税率についても将来問題が生じてくるだらうと思ひますし、税制調査会の中問答申も、その意味で三百万円程度の収入のところまでは税率を調整するということを中問答申で適當であると認めるといふことを言つておるわけでありまして。まあそういう点から、税率について手をつける時期も

八十万円、今度は百一十一万円になって、払う税金が二万五千五百九十四円、差額が二千六百九十九円ふえますけれども、これは所得が一%ふえますので、比例税率からいっても一%ふえるのはあたりまえで二千六百九十九円というこのふえ方は、計算いたしますと、約一%ちょっとでございます。ですから、減税によつて、所得が一割伸びたにかかわらず、今度の改正では実効税率が前と同じであるという結果になるわけでございます。

かなり迫っておるといのが私たちの率直な感想でございます。

○戸田菊雄君　まあその主税局長の御答弁、やや満足なんです、もう少し確かめておきたいんですが、過去税率改訂は二回やったと思うのです、私の記憶です。しかし、昨年ですか、一部手直しをした程度で、それは本格的な改訂ではない。ですから、どうしても主税局長が言われま

すように、税率部面について何らかの改訂措置をはからなければいけない、こういう段階にきているだろうと思う。少なくとも、八月になれば税調の答申があるいはあるかもしれない。時期的には一体いつごろを考えているのか。四十三年度の中で税調答申があれば直ちにその税率改訂に踏み切るといふのか、四十四年度に入ってからという税率改訂をやろうとしているのか、その辺の見通しはどうですか。

○国務大臣(水田三喜男君)　まだいつやるということとはきめてはございません。私どもの考え方は、四十五年度までに課税最低限を百万円という方針をはっきりとおりますので、このときに、いま申しましたように、百万円以上私どもはやりたいと思いますが、その際、まあ一応いままでの公約に従って百万円という、これを越せるというところまでできましたときには、この百万円の上、課税最低限をもっと上げようことをすべきか、いま言った、もう税率の調整をやるべきかというところで四十五年ごろがこの問題を考える時期じゃないかと、一応私どもはいまそう考えております。

○戸田菊雄君　そうしますと、いずれにしても、大臣自身としてもこの税率改訂は必要である、時期的には四十五年度あたりまでは根本的に改訂をはかる考えである、こういうことで確認をしたいと思いますか。

○国務大臣(水田三喜男君)　やはり少額所得者にとつては課税最低限を上げるといふことのほうが重要でございますので、やはり四十五年ごろまでにはそちらのほうへ力を入れて、少なくとも百万

円というところまでは早く持つていきたい、それから税率の問題を考えたというふうに考えます。

○須藤五郎君　ちよつと関連で。

大臣、そういうふうにおっしゃるならば、何でも最低限の課税率を〇・五％上げたのですか。あんなもの上げる必要ないじゃないですか。ことは九・五になつちやうたでしょう。最も所得の少ない人の税負担を〇・五％ふやすんといふ、そういう見方はどこから出てくるのですか。いまの戸田さんの質問は税率を下げるという御意見なんです、税率下げると、(いや、そうじゃない。累進度を)累進度を上げろというのでしよう。それならば低いところをもっと下げるのが本筋じゃないですか。それを〇・五％上げたのはどういふことなんですか。それで、あれでどれだけの増収になったのですか。

○国務大臣(水田三喜男君)　増収じゃない。

○須藤五郎君　増収になつてはいるはずですよ。

○政府委員(吉岡二郎君)　ただいま御指摘の点は、御承知のように、八％の最低税率が三十七年に地方税との関係でできたわけでございまして、それを課税最低限を引き上げる際に徐々に〇・五％ずつ引き上げ、ことは九％であつたものを九・五％まで上げたという点だと思ひますが、これにつきましては、御承知と思ひますが、税制調査会でもいろいろ議論がございまして、所得税の最初の税率をどうするかという問題につきましまして、所得税の機能から申しますと、所得再分配機能というものが非常に大きいだけに、所得税は全体全員にかかるものではない。むしろある程度以上担税力のある者を対象として課すべきである。たとえば日本でございますと、納税人員に對して五割以下の人しか所得税がかかつていない。そういういたしますと、この所得再分配機能を高めるためには、できるだけ課税最低限度を引き上げていくということが必要だ。そういたしますと課税人員が非常に減りますけれども、これは担税

力のある人々になるわけけれども、その場合には課税最低限に相当な幅がとつてありますので、この最初の課税所得に對する税率はかなり高いところから始めたほうが所得再分配機能の目的に適する、つまりそれだけ少数の人からできるだけ多くの税金をとれば、課税最低限はできるだけ引き上げる、大きくなるわけでございます。そういう意味では、最初の税率はアメリカは一四％から始める。また、イギリスは二〇％から、西ドイツは一九％から始めてゐるわけでございます。そういう意味では、いま八％というのをできるだけ一〇％程度に近づけていきたいけれども、それは課税最低限を引き上げていくつどやるべきだ。それをやれば、御指摘のように、ことしも七十億程度の増収になりますから、それだけ課税最低限の引き上げがよいできるわけです。そうして、できるだけ所得税の機能を理想的に發揮して、この

という意味で、さしたる一〇％程度の課税最低税率から出発するのが適當ではないか。課税最低限というものがございまして、最初の出発点としての税率はかなり高いところからいくというのが、いまの一般理論でございます。そういう意味で、いまことしのうちに、たとえば給与所得者でございまして基礎控除が一百万円上り、配偶者があつた場合は、配偶者でさらに一百万円上り、それから定額控除で二百万円上る、四百万円も控除が上る場合には、夫婦だけの世帯でも四百万円上るわけでございますから、そのときに〇・五％程度の引き上げをはかるといふことは、負担としてもそう無理ではないといふことで、去年、おとしと、續けてこの給与控除を引き上げた際にこの最低税率を引き上げたわけでございます。と申しま

すのは、单身者で課税になつておりますものは、もうほとんど例外なしに給与所得者です。したがいまして、单身者の場合は、基礎控除を一百万円上げただけで〇・五％の最低税率の引き上げをいたしますと、そのところでは一時減税がないといふ結果になります。しかし、去年、おとしと續けて定額控除を引き上げておりますので、一番苦

しい单身者のところも、ほかの人に比べて、相對的に課税最低税率の引き上げが高いものでございまして、この機会に税率の構成をできるだけ適正化しておこうという趣旨でございます。

○木村義八郎君　それに関連してちよつと。

いまの問題で二つ問題があると思ひます。一つは、なるほどいまの説明で一応まあ筋が通つてゐる、説明のしかたとしては。しかし、課税最低限自体が非常に低いんですよ、そこが問題なんです。

それから、もう一つは、資産所得の課税率といふ最低税率との関係なんです。それで、たとえば不労所得とわれわれ言つてゐますが、資産所得、たとえば配当とか、あるいは利子ですね、このごろは少し上がつてきたからいいやうなもの、前はあんな不均衡な、不労所得とそれから税率の最低とほとんど変わらないやうなあれがあつたでしょう。その権衡が一つ問題があると思ひます。不労所得と勤労所得との間の権衡の問題、それから、最低課税限が低いものですか、中学を出たくらいの人々がすぐ税金がかかる、その税率自体が重いといふ問題が起つてくるのです。そういう意味で問題なんです。この二点について、やはり戸田委員の質問している問題点は、そういう点だと思ひます。その二点についてお尋ねします。

○政府委員(吉岡二郎君)　確かに御指摘の点はあります。それは一つ利子配当の問題として三年後に一ぺん解決をはかるべき問題だと思ひますが、いまは実効税率で考え願ひます。と、单身者でも実効税率が一五％、いまの利子の税率に達するには、給与所得の収入金額二百万円、单身者でそのところが実効税率一五でございいますから、利子所得の場合は控除も何もなしに、いきなり一五でございいますから、そういう意味では、実効税率として考えれば、一般大衆から見れば相当高く課税されてゐる。それはもつと課税されるべき人が課税されてゐないといふ点はあるかもしれませんが、実効税率として考えた場合は、

大体収入二百万円程度の給与所得者の実効税率とひとしいところにあるという点が一つございませう。

それから、もう一つ、独身者が高校を卒業するとすぐ税がかかる、そういうことでやるのはどうじゃという話は、これはよくわかるのでございませうが、そこで、実はこの〇・五%の引き上げをやる時期というのは、ずっと問題を考え抜いておいたわけでございますが、一昨年、昨年、ことしと、続けて従来あまり給与所得控除を上げるという問題はなかったのですが、この三年間に給与所得控除を急激に上げてまいりました。その給与所得控除を大幅に引き上げた時期に負担がかなりそこで大幅に変わってきたという意味で御了承願いたい、かように考えております。

○木村龍八郎君 もう一つ関連して。いわゆる資産所得に対する課税の率と、それから、いまの所得税の最低税率との関係ですが、まあ前はもつとひどかったんですよ、その不権衡が。ですから上げたいと思うのですよ、資産所得のほうの税率を。だけれども、いま本則はどうなっているか、本則は総合課税なんですよ。そうでしょう。それで、源泉で本則のほうは二〇%でしよう。源泉で二〇%とて、しかも、これは総合課税になっているのですよ。それがいかに優遇されているか。これまでは極端だった、一〇%だったでしょう。とにかく利子、配当なんかの不労所得が一〇%で、それで最低税率が、高校を出たくらいの人々の税率が九・五%だった、そんなにひどかったんです。それが今度一五%ぐらいに上げましたけれども、それでもまだ不権衡だと思ふのです。われわれは本則に帰れといっている。だからいま資本蓄積の名においていぶんそういう優遇措置を講じてきて、それで資本の蓄積が行き過ぎちゃって、四十年程度なんかそれでデフレ、不景気がきたりなんかしているでしょう。そういう非常に不権衡があるのです。そういう点を言っているのです。だから、多少ずつは直ってはきておりますけれども、これがまだまだこんな程度

じゃ、本則から考えたらたいへんなまだ差があるわけなんです。資本蓄積はわれわれ不要とはいひませんが、あまり不権衡過ぎて、そのために急速に資本蓄積が成功して、世界第二位ぐらいの生産力にはなつたけれども、そのために非常にいろいろなひずみが出てきちゃっている。これを問題にしている。それはその点、大蔵大臣いかがですか。基本的な問題ですよ。

○國務大臣(水田三喜男君) そういういろいろの問題もございまして、昨年私は、いろいろ御批判はございまして、非常にむづかしい問題であつたにかかわらず、五割税率を上げるということは、私としては非常に去年は英断をやつたというふうに自分では思つております。しかし、さらにあと期限があることでございまして、あと二年の間に期限がきますから、その間にいままでやつたこの実績を見て次の措置を考へるということではないんじやないかと思ひます。

○戸田菊雄君 いまいろいろ問題になつた点ですけれども、もう一点だけ質問しておきたいと思ふのです。結局四十三年度の所得二十万、これは逆にいまいる問題になつたのですが、従来八%、八・五%、四十三年で九%、九・五%、こうなつてゐる、ここが私は問題じやないかと思ふ。こういう問題について大蔵大臣は、先ほど四十五年までにそういう問題を含めて、税率も含めて改訂する措置をとる、こういうことなんです。これは早期にこういう不合理な点については手直しをしていく必要があるのじやないかというのが私の質問なんです。

○政府委員(吉岡二郎君) 御指摘の点でございませうが、税率九%の課税所得、現在十萬円の範囲でやつておりますが、この分は九千円の税金をとられてゐる。ところが、今度、たとえば基礎控除だけ上げたという前提で考えましても、一萬円上がりますから、課税所得は九萬円に減ります。それに対して九・五%でございまして、税金は八千五百五十円、やはり四百五十円の差はできてくるわけ

でございまして、先ほど申し上げましたように、給与所得の独身者であつても、控除引き上げは今回は一萬円ではなくて、定額控除が二萬円でございまして、三萬円引き上げられてゐるわけでありまして、相当大きな減税になつてゐるという点で、とにかく九とか九・五とかというはんばな税率は、この次に機会があれば一〇%に戻らうと、できるだけ税率の適正化をはかつていきたいということ、一〇%からさらに引き上げるということは当面考へておりません。その辺を御勘案の上、御了承願ひたいと思ひます。

○戸田菊雄君 いろいろ財政硬直化を理由として、自然増収九千五百億という政府の見積りもあるにもかかわらず、大体税調の答申からいけば、一つは国債削減でありましようし、減税措置でありましよう。そういういろいろ内容といふものが、方針といふものがきまつてゐるはずなんです。それを今回どうして物価調整減税といふものはできなかったのか、この辺の問題について大臣にちよつと伺ひたい。

○國務大臣(水田三喜男君) 三十九年でしたか、税調の意見の中に、やはり自然増の二割程度は減税に回すのがいよいよなことでございまして、これが、これは国債を發行するといふことを考へていないときの税調の考へでございまして、その後国債を發行するといふことになつてきますといふと、現在はこの税調の考へも変わつてきておりまして、減税をするのがいよいよか、この国債の發行額を減らすべきであるかという問題になつたときに、私も、今度国債發行といふ新しい事態です。それから、この事態に対して、当面私どもの政策として、減税にこの自然増を一部回すべきだといふ考へから、千六百億円の、減税じやなくて、国債の削減といふことを、今年度は去年の八千億に対してやつたわけではございまして、税調の精神はやつぱり私は生かされておると思ひます。自然増になつたものだけ全部歳出に使つたわけじやござ

いませぬ。千六百億円を国債の發行を減らすことにこれを使つて、そして財政全体のワクをできるだけ圧縮するといふことに意を用いたといふことでございまして、この税調の國債發行前の精神と、今度私どものやつた考へ方は食い違つていないと、こう思ひます。

○戸田菊雄君 まあこの税調答申の物価調整といふものは、これは減税じやないと思ふのです。当然これは過日の大蔵大臣の答申にもありましたけれども、一%物価上昇すれば、それに対する七十億の自然増、これは生活にはね返りがあるんだから、そういう意味合いで税調は政府に対して答申をしてゐるんだらうと思ふ。それは当然やるべきことじやないですか。それは減税や何かでないんですから。それはどうなんですか。

○政府委員(吉岡二郎君) 所得税の面におきましても、物価調整減税は、先ほど御説明いたしましたように、三百四十億程度でございまして、千五十億の初年度減税の中に含まれておると考へ願つてつこうだと思ひますが、そのほかに増税をやつておるじやないかというお話だと思ひます。物価調整の問題といふのは、所得税の税率構造から生ずる所得税のいわば実効税率の引き上げという問題を解決する問題でございまして、その点としては、今回の税制改正も十分それを含んでやつておる、こう考へておりますが、總体の税収としては増減税なしといふかどうになつていますけれども、これはまあいま大臣がお話になりましたとおり、全体の税負担自体も、昭和四十一年度自然増収がほとんどないといふときに三千億程度の減税をいたしました。他方、公債を發行しておつたといふことで、御承知のとおり、国民所得に対する税負担率も、税調が想定していたこの二〇%に比へまして、四十一年度は一八・六%、四十二年度は当初予算では一八・五%まで下がつております。それがいわば今度の税制改正を経て、こゝしは一九・六%まで、ほぼ前の水準に下がつたといふところでございまして、自然増収と申しましても増税と申しましても、国民

すが、われわれの主張の一部を入れるだけで財源が出てくるんじゃないかと思う。一つは、特別措置等による減収、この面をやはり税法に従って適当な合理化をしていくなら、そこからも一つの財源が出るんじゃないか。さらに自然増収、こういったものからも、やる気なら財源の一部は私はさくことができるんじゃないか。さらに、広告費等については全然かけておらないんです。年間五千億もあって、四十三年度は幾らあるのかわかりませんが、こういう歳入面について、そういう硬

○政府委員(吉國二郎君) 二月六日のたぶん朝日新聞だと思ひますが、突然に、税調においては広告費課税を検討する予定でやっておるといふ記事が出ました。これは私どもも実は関知しない観測記事でございます。税調としては、今度の長期臨時答申におきましては、かなり大きな線で検討いたしますので、もちろん税調の検討されることとございますから、広告費課税というのは交際費課税と関連して議論されることもあるかもしれませんけれども、それを政府として税調に依頼をしておるといふ形ではないのでございまして、これは全くの観測記事でございますから、実際にどういふふうに検討が行なわれるかは、まだ何とも申し上げる段階ではないということでございます。

○戸田菊雄君 もし税調でそういう答申が出な

ら、政府としてはこれは実行しますか。

○政府委員(吉田二郎君) 税調がどういふ答申を出すかというところがまず先決でございます。その上で税調の答申を検討いたします。

○戸田菊雄君 新聞によりますとこういうことになっていくんですね。「税制調査会(東畑精一會長)は、六月ごろ佐藤首相に出す「長期税制のあり方について」の答申に、企業の宣伝広告費を新しく課税の対象とする方針を織り込むことにしている」と、断定的です。「大蔵省も四十四年度の税制改正に、交際費課税の強化とともに、宣伝広告費を課税の対象に加える方向で検討をはじめた」と、こうなっているんですが、これは大蔵大臣、どうですか。

○国務大臣(水田三喜男君) 新たに検討を始めたということはいまありません。宣伝費、広告費についての課税はいかにあるべきかというところは、これはもう前から十分大蔵省では検討しておるところでございますが、いまのところ、これはなかなかむずかしいということになっておりまして、また、新たにこれをいま税調にかけて云々という事実はございませんが、これはふだんから検討しておる問題でございます。

○戸田菊雄君 結局こういう税の公平の原則からいっても、私たちは非常に不公平ないまの税徴収ということになっているし、その代表的なものにこういった宣伝広告費などが含まれるんじゃないか、あるいは交際費もそうだろう、特別措置なんかもその一つだ。ですから、体系的にそういうものの税体系の中で考えるこの税収面を、根本的に財政硬直化も含めて検討する段階ではないかと思うんですが、そうすれば十分われわれが言う最低限の問題、税率の問題、いろいろ不都合の点については財源というものは捻出をされることは当然予想されると思うんですが、それは大蔵大臣、どうですか。

○国務大臣(水田三喜男君) 検討すべき問題でございます。いま申しましたように、これはずっと以前から検討しております。しかし、これ

は交際費などとは全く性格の違うものでございまして、業種別に見ましたら、これは全く必要な業種もございまして、この取り扱いいかんは、いまいったほんとうにそれこそ不公平な税制になりまうので、技術的にも非常にむずかしい問題を含んでおりますので、検討はずつとしておりますが、まだ結論を出していないということでございます。

○戸田菊雄君 時間がありませんから、特別措置等の問題について若干お伺いをしたいんですが、この四十三年度の税制改正の要綱、この特別措置等に対する整備合理化、この中身はどういうものですか。

○政府委員(吉田二郎君) 整備合理化の内容は、第一点は、価格変動準備金の積み立て率の引き下げでございます。従来対象別に八%、六%、三%という積み立て率を定めておりましたが、これを六%、四%、二%ということに切り下げをいたしました。第二は、四十一年度に設けました合併の税額控除並びにスクラップ化をいたしました場合は、全体のその産業を通ずる構造改善計画に基づいたもの以外は、その利益を半分に削減をする。スクラップ化につきましては、同じような意味で、その産業全体を通ずる構造改善計画ののっとって必要と認められるスクラップ化を行なった場合に限り適用して、一般の適用を排除するという縮減を行なったわけでございます。

○戸田菊雄君 その価格変動準備金の積み立て率の引き下げ、この特別整理によって一体増収金額がどのくらいになりますか。

○政府委員(吉田二郎君) 初年度におきまして三十九億、平年度におきまして、端数を切りまして百五十七億という増収になっております。

○戸田菊雄君 それは主としてどういう方面に使っていきまうか、内容は、項目でけっこうです。

○政府委員(吉田二郎君) これは、一般的にこの財源が、今年度、輸出振興、あるいは技術開発促進

進、中小企業の構造改善ということで新たに講じた措置による減収額に相当することになっておりますので、今回の新設ないし拡充された租税特別措置による減収額総体に対応しているわけでございます。

○戸田菊雄君 私の計算したところだと、初年度四十一億円の増収体制になるんじゃないかと思うんですが、そのことは、結局いま主税局長が言われた輸出振興、技術開発促進、中小企業構造改善、おもなる項目はこの辺にひとつぎ込んでいく、こういう考え方で、そこで、問題は、いまの海運会社の配当は一体どのくらいになっておりますか。

○政府委員(相沢英之君) 海運四十一社のうち、四十二年の九月份におきまして配当をしておりますものは十三社でございます。その配当率はすべて六分でございます。

○戸田菊雄君 四十三年度の予算を見ますと、貿易振興費を含めると四百八十一億大体いっているんですね。いろいろと政府の言い方は、国際収支が悪化した、こういうものを正常な軌道に乗せなければいかぬ、いろいろ理屈はあるものでありましよう。結局昨年と比較をいたしますと三四%もふくらましています。そして、一方、国民の税金で援助しながら、かたわら配当を六分も出して直接的に税金をこちらのほうにまた回してやる。この二重、三重の恩恵を加えながら保護政策をとっているということになるのですけれども、そういう問題については、大臣、矛盾を感じませんか。

○国務大臣(水田三喜男君) 本年度打ち切りの問題が出ましたが、予算編成のときに、再建整備の期間が一年でございますので、それに合わせて本年度はそのままだにして、来年度から打ち切りにするという方針がきまっておりますので、本年度だけの問題だと思っております。

○戸田菊雄君 この海運会社の利子補給の問題は時限立法になっておいて、こゝで切れるわけでは

すね。それを一年延長したのです。大蔵大臣のいまの答弁ですと、来年はそれを廃止をする、こういうことだそうなんですが、それは確認していいですか、来年は廃止をする。

○国務大臣(水田三喜男君) ええ、廃止いたします。

○戸田菊雄君 時間がありませんから、簡単にもう一点だけお伺いしたいと思うんですが、今回の特別措置等に基づいての減収総額は幾らくらいになっておりますか、四十三年度の。

○政府委員(吉田二郎君) 二千六百四十八億でございます。

○戸田菊雄君 おもなるものの免税は何と何ですか。

○政府委員(吉田二郎君) この二千六百四十八億のうち、約千六百億というものが貯蓄奨励等のものでございます。で、生命保険料控除が五百億程度、それから百万円以下の少額貯蓄免税が約五百億、その他配当、利子の分離課税が合わせまして約六百億。千六百億程度が、それで落ちまして、あと千億程度のうち、百億以上の減収額というものになりますと、輸出増し増し償却が約二百五十億、それから試験研究費の税額控除、これが約百三十億、合理化機械等の特別償却、これは中小企業を含めまして約百三十億、それから収用の場合の課税の特例及び事業資産の買いかえ、居住用の財産の買いかえ等、いわゆる買いかえに關します特別措置関係が合計で約二百八十億、さらに社会診療報酬の所得計算の特例、医師の特別課税の分が百四十五億、これが大体百億以上の大きなものの総計でございます。あとはほとんど額としては問題にならないような小さなものでございます。

○戸田菊雄君 時間がありませんから読み上げますけれども、配当所得の課税最低限が二百三十六万三千八百六十六円、これに対して全く無税であるにもかかわらず、市町村の給与所得の場合を見ますと、所得税は二十七万九千二百円、住民税が十二万六千七百六十八円、合計四十四万五千九百六

十八円、事業所得の場合、所得税が三十三万五千七百八十八円、事業税が八万五千三百三十三円、住民税が十三万一千七百七十二円、合計五十四万二千二百六十三円、こういうことになっているわけですね。この開きはきわめて不当で、一方はいわゆる免税措置が与えられている。こういうものは私は早期に改正されてしかるべきじゃないかと思うのですが、先ほど大蔵大臣は、そういう問題について、従来一〇%から一五%ですか、英断をもって引き上げる、こういうことを言われておったのですが、もう少しこの問題については私は抜本的な改善策をやるべきじゃないかと思うのですが、その点はいかがですか。

○政府委員(吉國二郎君) ただいま御指摘になりました点は配当控除の問題であらうと思ひますが、先ほど大臣が申しましたのは配当の分離課税の問題でございます。配当控除の問題は、これは私も問題として意識すれば問題のある点だと思ひます。と申しますのは、御承知のとおり、法人課税に対する学説と申しますか、また、実際の課税の面におきましても非常に各国まちまちでございします。大きな考え方としては、法人に対する課税は、それを通じて株主に対して課税するものだといふ考え方と、法人と個人は別々で、法人に対しては課税し、また、受け取った個人に対しては一般所得と同じ課税をするといふ考え方が二つ対立してゐると思ひます。現在の日本の税制は、シャウブ税制以来、一応法人を通じて所得を獲得する場合も、直接自分が事業をやつて所得を獲得する場合も、税負担は同じでなければならぬといふ前提で、株式に対する配当に對しましては所得税をフルに課税するかわりに、法人段階で課税になつていた分を全額控除のかつこうで返すといふたてまえをとつております。こういうたてまえをとつておりますのは、従前のイギリス、それから、最近のドイツもそれに似た形、フランス等がございします。で、この考え方からまいりますと、いま仰せられた二百三十六万といふ配当に對しては、すでに法人段階で、住民税を含めて、百十七万円の

税金がかかつておるわけです。それを配当控除をいたしますから税金が所得の段階ではかからぬ。これは、私どもが給料をもらひまして、五百万以下であれば、ほかにも所得がない限りは、源泉徴収されているので、再び申告所得税では課税にならないのと観念的には同じだといふ考え方が一つあるわけでございます。それに対して配当と株主と法人とはまるきり違ふのだといふ点から申しますと、法人は法人で課税し、個人は個人で配当に課税したらいいじゃないかといふ考え方から申しますと、先生のおっしゃいますように、配当に對して二百三十六万に達するまで課税されないのはおかしいといふ考え方もあるわけでございます。そういう点から、御承知のように、税制調査会は中間答申におきまして、この問題を、いわゆる法人二重課税問題としてとらえて研究対象とすることにしたしておりますが、この間も申し上げましたように、そういう考え方をとつた場合に、なぜ全然別個の人格を考へてゐる株主に對して支払う配当を法人の所得の中に入れて課税するのかわり、大きな疑問が出てまいります。それは借入れ金に對する利子と同様に、損金に算入すべきではないか、損金に算入しておいて、受け取つた人に全額課税するのは当然だ、しかし、なぜ法人で支払うにかかわらず、それを総額として法人税を課し、しかも、所得に對して二重課税するのかわり、問題がまた出てまいります。そういう点がございします。で、実はこれから長期答申の場になりまして、税調で十分にその点を検討するといふことになつております。その結論を待つて私どもも考えたいと、さうに考えます。

○木村福八郎君 関連しまして。最後に課税標準に抜け穴が非常に多いといわれておるのですが、いまだういふ抜け穴があつて、それに対してどうこれを改善しようとしてゐるか、最後にこれだけ聞きたい。私の質問の最後です。

○戸田菊雄君 じやついでに、時間がきましたから、私も最後に。いま若干ではありますけれども、特別措置等の内容全般についてそういう矛盾

なり不合理性があるといふことを指摘したつもりですけれども、やはりこれらの問題については、早期にやはり整理、合理化、文字どおりの内容の改廃といふものを行なうべきじゃないか、こういうふうに考へる。ところが、いままでの事例からずっと追つてみますと、一応政府としてのこういう審議としていろいろそういうことを答弁をなされるのですけれども、實際出てくる案といふものはそれよりも強化して、不合理を拡大していくようなそういう面に私たちがしては受け取れる。ですから、そういうものを、今回を契機にいたしまして、抜本的に改善施策を全体としてとつていく必要があると思ふのですが、その辺の方針上の問題について、できれば大臣から御答弁願ひたい。

○政府委員(吉國二郎君) 御承知のように、租税特別措置による減税額は、大体三十五、六年ごろから全体の税収に對して割合がだんだん減つております。これはやはり種々改廃をいたしてございまして、新しい措置をとるかわりに古い措置もやめると。今回の場合は新しい措置と改廃をした措置がほとんどございします。で、制度としては拡大はしない。ただ、自然的に対象が伸びたことによる増加が約二百億ございします。その税全体の伸びのほうはそれより大きいのでありますから、實際は去年よりも割合は減つております。そういう意味で、ただいま御指摘のありましたような特別措置については、その政策目標が十分に達せられたといふもの、あるいはやつてもあまり効果がなないといふものは順次整理をするといふ態勢をこれははつきり私も持つておるわけでございます。木村先生の御指摘のございました課税標準の脱漏といふ問題、これも、実を申しますと租税特別措置に抜けておる。たとえば配当所得にいたしましては利子所得にいたしまして、本来課税標準に算入されるべきところが、抜き出されて別建ての課税をする。さらに、山林所得にいたしましては五分五厘といふ問題がございします。退職金も、ある程度やむを得ぬかと思ひますが、これも分離課税

で、総合の立場から申しますと、分離をするといふことは税率構造を全部破壊するといふことになりまします。で、将来のあり方としては、税率をもつと合理化して引き下げていくといふことが長い将来考へられますし、それに應じて脱漏されておる所得をできるだけ課税標準に繰り入れるといふ努力が必要である、これは一般論として当然だと私も考へます。

○木村福八郎君 具体的にどうするか、ほうつておけないと思ふのです。

○政府委員(吉國二郎君) 具体的には、この特別措置のそのつどの改廃といふことにおいても、常にこれを念頭に置きましてやつていく必要がある、かように思つておるわけでありま。

○戸田菊雄君 最後に、一点だけ大蔵大臣にお伺ひしますが、売り上げ税を設定する意思ですかどうですか。

○國務大臣(水田三喜男君) 一応税調で検討してもらつてゐるんですが、まだ本格的な検討には入つていない段階でございします。

○委員(青柳秀夫君) 午後一時二十分に再開するとしまして、それまで休憩いたします。

午後零時三十七分休憩

午後一時二十八分開会

○委員(青柳秀夫君) ただいまから大蔵委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き質疑を行なひます。御質疑のおありの方は、順次御発言を願ひます。

○中尾辰義君 大臣お急ぎのようですから、最初に、減税と国債の減額の点につきまして、自然増収が九千五百億もあつて、減税額はわずかに千五百億であるけれども、酒、たばこ、物品税を差し引いた実質減税ゼロと、こういうことになつたのですが、その理由は、午前中の委員会での大臣の説明を聞きましますと、国債の減額のほうを優先した、こういうような説明を聞いておりますが、国債減額といふのは、これは佐藤内閣の経済政策の失敗からきて

赤字国債を発行し、それからその国債が累増して今日に至った、そのために既定経費も物価も上がって、既定経費がふえて財政硬直化になってきたので、こういったような措置をとられたのでしょうけれども、それはやはり財政事情の問題であって、減税も財政事情の問題であり、減税も国民生活の面からいいますと、やはり国債減額を減税に優先したという事は、私はどうもふに落ちないのですが、その点をもう少し説明を願いたいと思います、大蔵大臣。

○国務大臣(水田三喜男君) 今年度の予算編成の主眼は、やはり何と云っても、国際収支の均衡を回復すること、物価を上げないで安定成長を確保すること、と云う事でございす。そのためには、本年度は何としても内需を押さえる、景気調整をやる、総需要をここで抑制する、という事をやばりいたしませんと、そういたしますと、やうとそれをやうて予算の規模を大きくしないという事が今年度の予算編成における中心問題だといふふうに私も考えております。もしそういう政策をとるのだとすれば、いままでは不況を克服するフィスカルポリシーとして公債を発行して需要をふやす、それとあわせて大幅な減税をやるといふことをやうてきて経済の調整をやったのですが、今度のように、経済を押さえて、そうして総需要の調整をしなればならぬといふことのために、財政政策としてはこの逆であつて、減税を多くするといふ年ではございせんし、そして国債を多く発行するのじやなく、国債を思い切つて削減するといふのが本年度の財政政策としては適切な行き方だろつといふことは考えられると思ひます。その線に沿つて今年度の予算編成を私どもはやりました。そういう意味で減税をできるだけ押さえて、すれすれのところで持つてきて、そうして公債の発行を切れるだけ切るといふ措置をとつたといふことでございす。

○中尾辰義君 要するに、政府は、国際収支の赤字対策のために、九千五百億という自然増がありながら、そちらのほうの国債減額を優先した、この

の答弁を何べんも聞いておりますけれども、実際の国民の素朴な立場から考えると、この実質減税措置といふことは、非常に国民をばかにしたような政府の減税政策じやないか。酒、たばこ、そのほか国鉄等を初め、物価がどんどん上がつておりまして、非常に給料生活者は苦しい生活に迫り込まれてゐる。ですから、減税がやはり優先をして、財源の節約につきましては政府はいろいろな手を打つてこられたでしうけれども、ほかの面から考えるべきじやなかつたか、こういうふうに思ふわけですね。それで、日本の税金そのものは、物価が上がるから物価調整のために減税をする、それだけでなしに、税金そのものがいろいろな角度から考えてみて高いから、当然これは物価とは別に減税していかなきやならない、こういうふうに思ふのですが、その点はいかがですか。

○国務大臣(水田三喜男君) 仮に税率が諸外国と同じとした場合には、国民所得の水準の高い国民ほど、同じ税率ならば税の負担は軽いといふことになりまふ。そういう意味から申しますと、日本の国民所得の水準といふものはまだ諸外国に比して低いのでございすから、そういう意味では日本の税金は税の負担は重いといふことは言えると思ひます。しかし、これは先ほど主税局長から言ひましたように、これを是正するために課税最低限といふものを年々上げるといふことをやつてきました。が、本年度程度の最低限を確保するといふことになりまふといふと、大体諸外国の水準並みにその点は日本は近づいたといふことが言えるのじやないかと思つております。したがつて、最低限といふことから言ひますと、そういうことでございすが、まだこの税金全般から見ますと問題はたくさんございす。税率の問題もございす。今後そういう問題を十分検討していかなければならぬと思ひますが、日本の国民所得もこの三、四年の間に急速に水準が上がつてきておりますので、そういう意味から申しますと、日本の税制問題といふものは今後わりあいに解決が年々楽になつていくのじやないかといふふうに私は考えております。

○中尾辰義君 それじや日本の国民所得と課税負担率の関係ですね、これは大蔵省から出ておりますが、国民所得に対する課税負担率は、国税、地方税を通じて一九・六%になつておりますね、そのうですね。これを国民一人当たりの国民所得に直した場合はどういふようなことになりまふか。

○政府委員(吉國二郎君) 一人当たり直しました場合は税負担額でございすが、合計で、金額で申しますと七万三千三百六円ということになります。率は、やはり両方向同じもので割りますので、一九・六%は変わりません。

○中尾辰義君 それでは、この国民所得の伸びと租税の伸びの関係はどういふふうになつておりますか。

○政府委員(吉國二郎君) 国民所得が一単位伸びました場合に税が幾ら伸びるかという計算をいたしまして、それを割りましたものが弾性値といつておりますが、わが国におきましては、弾性値は、三十二年——四十一年平均で申し上げますと一・三五となつておりました、三十七年から四十年の平均で申しますと一・二二と、ここはちよつと低いときでございす。マイナスが出たときでございすが、低くなつておりますが、三十二年から四十一年の十年平均では一・三五といふのが全体の租税収入の弾性値でございす。

○中尾辰義君 それでは、租税収入は国民所得の一・二で申すかの伸び、その場合の所得税と法人税と別々に見た場合には、所得税の伸びは所得の伸びに対してどのくらいになつてゐるか。

○政府委員(吉國二郎君) 所得税は、同じく三十二年から四十一年平均で、対国民総生産で申しまして二・一九といふことになつております。全体が一・三五の際に所得税は二・一九、それから、法人税は一・二四といふ数字になつております。

○中尾辰義君 そうしますと、いろいろな税金がありまふが、この中で一番所得の伸びの割合に税金の伸びの大きいのが所得税である、所得が一伸びたら所得税は二・二伸びると、こういうことですね。これはどうも私は納得がいかなのですが、

どういふわけであらうか数字が出るのか。税制の税率の関係もあるのでしょうが、その辺のことをひとつ伺ひたい。

○政府委員(吉國二郎君) この弾性値が所得税で大きいという点は、所得税には、一つは課税最低限がございまして、たとえば百万円の所得者でも、夫婦三人の場合は八十万なら八十万の課税最低限でございすが、二十万が課税所得になつております。そこで、一割所得が伸びますと、百万のものが一割伸びれば十萬伸びるわけですが、課税所得のほうには、二十万に對して十萬伸びますから、非常に大きな伸びになるわけですね。そういう課税最低限からくる理由が一つと、それから、税率が累進課税になつておりますから、新しくふえた所得は、次の段階の税率にかかりまふと、そこで五割とか三割とかに税率が上がるという問題がございす。この両面から弾性値がこれだけ大きくなつてくるわけですね。大体現在の日本では一人当たり国民所得が低いものでございすから、課税最低限によつて、総所得のうち、課税所得として課税される部分が非常に小さいために、所得の伸びがございす、結果として大きな弾性値が出てまいらうと思ひます。つまり日本の場合は一人当たり国民所得が小さくて、しかも、伸びが非常に大きいといふところに原因があると思ひます。

○中尾辰義君 ですから、所得の割合に税金の伸びがこういふふうになりまふわけですから、もうこれは私が言うまでもないことですから、当然これはまだまだ日本の税金は下げなければならぬ。ですから、私は冒頭において、国債よりは、やはりまだ税金のほうを優先して減税をすべきじやないか、こう大蔵大臣に申し上げておるわけですね。それで、この減税のしかたに、課税最低限を引き上げる方法と、税率を引き下げる方法と、この二つあるわけでしょう。これは両方どういふような結果的に減税の特色があるのか、それをひとつ。

○政府委員(吉國二郎君) 課税最低限を引き上げ

ということになりますと、ただいま申し上げましたように、課税所得の小さい人、つまり総体の所得が小さい人は非常に大きく影響を受けます。ところが課税所得が大きい、つまり総所得が非常に大きい人は、課税最低限を少々上げてほとんど影響がございせん。したがって課税最低限を引き上げるといふ方法による減税は、小さい所得者に対して非常に有効でございます。税率を引き下げるといふ方法によりますと、これは大体その税率によって弾性値が出てくる部分というのが実効税率が二〇とか三〇とかいふ人でございすから、かなり高いところに影響がある。したがって、現在百万円以下の所得者がまだ八〇%を占めている段階でございすので、いまのところは課税最低限を優先するといふことで進んできたといふことになると思ひます。

○中尾展義君 それで、午前中の大蔵大臣の説明を聞いておりますと、まあ課税最低限を標準五人世帯において百万円まで上げるといふことは政府の公約である。ただし、それが昭和四十五年をめぐりにしたい。それから、税率のほうはその時点においてまず考えと、こういうようなお話でありましたが、この点は、われわれ野党が百万円まで免税にせよと何回も言っておりますし、百万円というこのことばに便乗して政府がうまくごまかしているような感じがするのです。われわれ公明党も、昭和四十年において百万円までに標準五人世帯で課税最低限を上げると、こういうことは政府に要求してきております。それは昭和四十年で私どもは要求したのであります。それから、それから物価が五・六%七・八%上がつてきておるわけですが、政府が昭和四十五年をめぐりにして百万円まで上げるといふにしても、われわれはこれに納得するわけにいかない、どうしても、ですから、あらためて私どもは申し上げたいのですが、標準五人世帯で、現時点において百三十万円で公明党としては課税最低限を引き上げてもらいたい、このように大蔵大臣に要求したいところですが、この点について大臣のお考えをお述べを願ひ

ます。
○国務大臣(水田三喜男君) 問題は、やはり財源の問題になりますので、できるだけ最低限は引き上げたいといふことを私どもは考えております。昭和四十五年までに最低限を百万円に引き上げるといふことがまあせいぜいのところじゃないかというふうにいふのことは考えております。それで、ただ、先ほど申しましたように、この前、野党の皆さんからの決議もございまして、できるだけ四十五年といわずに、四十四年度にやれるように努力せよといふことでございまして、四十四年度までにはなかなか百万円まで持つていくことはできない。そのかわり、四十五年度には百万円をこしたところまでいけるという自信は持つておりますので、いまでは大体そういう方針でいきたいといふふうに考えております。

○中尾展義君 それで、大蔵大臣はすぐ答弁としては財源の問題を云々と、こう言われるのですが、要するに、出るほうを先に考えて、支出のほうを先に考えて、減税をあとから考えるからそういうことになるのです。ですから、先ほどから申し上げますように、物価も上がつてきたし、また、弾性値の面から見て二・二倍なんだから、当然これは早急に改正すべきであると思ひます。それから、財源の問題は、財源財源といつてもこれは財源は幾らあつても足らぬですよ、そういうことを言へば。

○国務大臣(水田三喜男君) さつき申しましたように、本年度の財政政策としては、この財源を国債の削減に充てたいといふ方針をとつたと申しましたが、それじゃ減税をやらぬかといふことになりまして、いまあなたのおっしゃられるように、所得税といふものは累進構造を持つておりますので、特に中小所得者にとつてはこの負担が大きいといふのが実情でございすから、減税はできないといふことを考えた年でも、所得税の減税だけはやる。そうして、同時に国民所得の水準が引き上がるのに伴つて相対的に税負担が下がっていくといふ、この間接税の調整をやつて財政の不足を

充足するといふ措置をとつたといふのが今度の税制でございまして、全体としての減税はできなかったが、必要な差し迫つた減税は今回の場合もやつたといふことでございす。

○中尾展義君 ですから、財源の問題でも、よく考えてみますと、まあ政府は財源財源とおっしゃるけれども、公共投資なんかは簡単に繰り延べをしたり、ああいうことは簡単にできるわけですね。去年は幾ら公共投資を繰り延べたのですか。ところが、税金のほうはなかなか簡単にいかない。そういうところからも、どうも私どもは納得がいけないんです。財源なんか、政府のやりようによつてどうにもなるのです。わすか千億や二千億ぐらひは、しかも、また、税制の面から考えても、午前中も話があつたような利子配当の分離課税のほう、こういうものを先に手をつけられ出てくる。もう一ぺん答弁してください。

○国務大臣(水田三喜男君) 歳出のほうは、もう御承知のとおり、今回は思い切つて、公共事業費においても、もう伸び率は御承知のとおりでございまして、政府事業全体としては五・五%という伸び率で、いまだかつてない財政の切り方をしております。

○委員長(青柳秀夫君) 所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案、租税特別措置法の一部を改正する法律案の質疑は尽きたものと認めて御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(青柳秀夫君) 御異議ないと認めます。これより討論に入ります。御意見のおありの方は、賛否を明らかにしてお述べを願ひます。別に御意見もないようでございす、討論は終局したものと認めて御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(青柳秀夫君) 御異議ないと認めます。これより採決に入ります。まず、所得税法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願ひます。〔賛成者挙手〕

○委員長(青柳秀夫君) 多数と認めます。次に、法人税法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願ひます。〔賛成者挙手〕

○委員長(青柳秀夫君) 多数と認めます。次に、租税特別措置法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願ひます。〔賛成者挙手〕

○委員長(青柳秀夫君) 多数と認めます。よつて、以上三案は、いずれも多数をもつて可決すべきものと決定いたしました。なお、本院規則第七十二条により、議長に提出する報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(青柳秀夫君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(青柳秀夫君) 引き続き質疑を行ないます。酒、たばこの問題で、ごく簡単にきようは質問をいたします。

酒が四月一日から値上げになるといふことになつておつたのが、国会審議が慎重審議せられた結果、衆議院修正で五月一日ということになりました。それによつて減収になること四十億、しかし、予算はすでにその以前に通過しているわけですから、この四十億の減収に対してどういふ見解を持つておられるか、これをまず聞かせてもらいたい。それについては、四十億の減収で予算が通つても一向に差しかえないような額を政府はされているが、そうすると、もう一カ月くらい延ばしても差しかえないように、こう思ふのですが、その回答いかんによつては慎重に審議していきたい、こういうふうにかへますので、この点をまずお伺ひしておきたい。それから、もう一つ、たばこの問題ですが、た

は、今後当委員会におきましては、誠心誠意答弁に当たる所存でございますので、何とぞよろしくお願いいたします。

○柴谷要君 きようは理事会の決定もありますので、質疑はこの程度で終わっておきたいと思うのですが、あすから増税法案については慎重に審議をいたしますから、政府当局においては十分なその答弁資料を持って臨んでもらいたい、これを要望しておきます。

それから、ただいま官房長が言われましたけれども、人柄といい、その他は申し分のない人だと思ふのだけれども、つい含蓄があり過ぎるためにすべつた、こういうふうに私はまあ善意に解釈をいたしますので、ひとつ慎重にこの点は御配慮

の上で委員会に臨んでもらいたい。とかくどうも官僚陣営が議員を何か軽く見ているような傾向が新聞にも出ておりますので、これだけは特に慎重審議をする上に必要なことでありますので、申し上げておきたいと思うのです。本日は、どうも専売公社の総裁にまでおいでいただきましたが、質問が進んでいきませんから、御足労いただきましたが、明日からは真剣な討論が行なわれますので、その点お含みの上で御出席をいただきたい。以上をもつて本日の質疑は終わりといたします。

○委員長（青柳秀夫君） 本案に対する質疑は、本日はこの程度といたします。

午後二時三分散會

四月十六日委員會に左の案件を付託された。(予備審査のための付託は四月十日)

一、国立病院特別會計法の一部を改正する法律案

四月十七日左の請願は内閣委員会に付託かえされ
た。

一、旧軍用爆発物による銚路市立小学校被災児
童の補償に関する請願（第四七六号）（第四七

[illegible][illegible]

二〇八六号(第二〇八七号)(第二〇八八号) (第二〇八九号)(第二〇九〇号)(第二〇九一 号)(第二〇九二号)(第二〇九三号)(第二〇九 四号)(第二〇九五号)(第二〇九六号)(第二〇 九七号)(第二〇九八号)(第二〇九九号)(第二 一〇〇号)(第二一〇一号)(第二一〇二号)(第 二一〇三号)(第二一〇四号)(第二一〇五号) (第二一九〇号)(第二一九一号)(第二一九二 号)(第二一九三号)(第二一九四号)(第二一九 五号)(第二一九六号)(第二一九七号)(第二一 九八号)(第二一九九号)(第二二〇〇号)(第二 二〇一号)(第二二〇二号)(第二二〇三号)(第 二二〇四号)(第二二〇五号)(第二二〇六号) (第二二〇七号)(第二二〇八号)(第二二〇九 号)(第二二一〇号)(第二二一一号)(第二二 一二号)(第二二一三号)(第二二一四号)(第二 二一五号)(第二二一六号)(第二二一七号)(第 二二一八号)(第二二一九号)(第二二二〇号) (第二二二三号)(第二二二四号)(第二二二五 号)(第二二五〇号)(第二二五一号)(第二二五 二号)(第二二五三号)(第二二五四号)(第二二 五五号)(第二二五六号)(第二二五七号)(第 二二五八号)(第二二五九号)(第二二六〇号) (第二二六一号)(第二二六二号)(第二二六三 号)(第二二六四号)(第二二六五号)(第二二四 七号)(第二二四七二号)(第二二四七三号)(第 二四七七号)(第二四七八号)(第二四七九号)(第 二四八〇号)(第二四八一号)(第二四八二号) (第二四八三号)(第二四八四号)(第二四八五 号)(第二四八六号)(第二五一〇号)(第二五一 一号)(第二五一二号)(第二五一三三三三三三 一四号)(第二五一五号)(第二五一六号)(第二 五一七号)(第二五一八号)(第二五一九号)(第 二五二〇号)(第二五二一号)(第二五二二二二 (第二五二三号)(第二五二四号)(第二五二五 号)(第二五二六号)(第二五二七号)(第二五二 六号)(第二五二七号)(第二五二八号)(第二五 二六号)(第二五二七号)(第二五二八号)(第二五	三九号)(第二六四〇号)(第二六四一号)(第二 六四二号)(第二六四三号)(第二六四七号)(第 二七〇八号)(第二七〇九号)(第二七一〇号) (第二七一一号)(第二七一二号)(第二七一二 号)(第二七二四号)(第二七二五号)(第二七一 六号)(第二七二七号)(第二七二八号)(第二七 二九号)(第二七三〇号)(第二七三一三三三三 七三三三三三三三三三三三三三三三三三三 三〇七七号)(第三〇七八号)(第三〇七九号) (第三〇八〇号)(第三〇八一号)(第三〇八二 号)(第三〇八三号)(第三〇八四号)(第三〇八 五号)(第三〇八六号)(第三〇八七号)(第三〇 八八号)(第三〇八九号)
--	---